

指定介護予防・日常生活支援総合事業

サービス事業所 御中

飯塚市福祉部高齢介護課長

( 事業所係 )

災害時等における介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

平素から、本市の介護予防・日常生活支援総合事業の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割り請求の考え方について、下記のとおり整理いたしましたので、ご確認のうえ請求を行っていただきますようお願いいたします。なお、本件については、令和5年7月サービス提供分からの適用とします。

記

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

被災等により休業し、利用者に対して、第1号通所介護計画等に基づく適切な利用回数のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求する。

なお、燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算及び減算は除く）

(例) 休業期間：7月9日（日）～7月11日（火）：3日間

7月	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
休業期間			←————→					
サービス提供予定日	○				○			○

(月の総日数) - (休業期間) = (日割として算定する日数) → 31日 - 3日 = 28日

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けずに第1号通所介護計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

(例) 休業期間：7月9日（日）～7月11日（火）：2日間

7月	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
休業期間			←————→					
サービス提供予定日	○				○			○

### 3 休業期間があるが、振替を行い休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けてサービス提供を実施できなかった分について、振替等による対応により第1号通所介護計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

(例) 休業期間：7月9日(日)～7月11日(火)：3日間

7月	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
休業期間								
サービス提供予定日	○				○	◎		○

振替

### 4 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常通り月額包括請求ができるものとします。

なお、サービス提供事業所様におかれましては、まずは利用者に対し、サービスの振替提供を提示いただいた上で、結果、日割り計算が必要となった場合、各担当ケアマネージャー様にご連絡くださいますようお願いいたします。

また、本通知は令和5年7月1日付厚生労働省老健局通知「令和5年6月29日からの大雨による災害に係る介護報酬等の取扱いについて」2(3)に準拠しており、今後の災害発生時においても、上記と異なる内容の通知が発出されない限りは、当該通知に基づき取り扱うものとします。

問い合わせ先  
飯塚市福祉部高齢介護課事業所係  
0948-22-5500 (内線 1131・1132)